

◇大阪市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うことにしました。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(総務局行政部行政課)